

公益社団法人全国大学保健管理協会北海道地方部会保健師看護師分科会
会員名簿の保護に関する規定

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会北海道地方部会保健師看護師分科会(以下、「保看会」という。)において運用する会員名簿の運用と情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 保看会が保有する会員名簿に含まれる個人情報の適正な取り扱いおよび保護を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 会員名簿とは会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の個人情報を含む名簿を指す。

2 個人情報とは生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものをいう。

(適用範囲)

第4条 この規定は、保看会の全ての会員および関係者に適用する。

(個人情報の収集・利用)

第5条 会員名簿に関する情報収集は、保看会の運営に必要な範囲内で適正に行うものとする。

2 収集した個人情報は、会員へのサービス提供や連絡、保看会運営上必要な範囲内のみ利用され業務に関連する目的以外で利用してはならない。

第6条 会員名簿に関する情報収集は、以下の方法で当該年度の幹事役員が実施する。

- (1) 会員から提出された入退会届
- (2) 会員からの追加・修正・削除依頼
- (3) その他、会員および関係者からの申請

(個人情報の管理)

第6条 会員名簿は、適切な方法で管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩などのリスクから保護する。

電子データとして保存する場合は、パスワードや暗号化などのセキュリティ対策を講じる。

紙媒体で保存する場合は、鍵のかかるキャビネットなどの安全な場所に保管する。

(個人情報の提供)

第7条 会員の個人情報を第三者に提供する場合は、事前に本人の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合や生命、身体、財産の保護のために緊急に必要な場合はこの限りではない。第三者に提供する際には、提供先が適切な個人情報保護措置を講じていることを確認する。

(個人情報の開示・訂正・削除)

第8条 会員本人から自身の個人情報の開示、訂正、削除の請求があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

開示、訂正、削除の手続きは、別途定める方法に従って行うものとする。

(教育・啓発)

第9条 会員名簿を取り扱う新幹事に対し前幹事は、引継ぎの際に必ず個人情報保護に関する啓発を実施する。

(規定の見直し)

第10条 この規定は、必要に応じて見直しを行い、最新の個人情報保護の状況に適合させるものとする。

附則

この規定の改廃は本会総会の議決による。

この規定は令和6年7月26日から施行する。